

前橋市脱炭素化事業における J-クレジット創出連携事業 公募型プロポーザル実施要領

前橋市の脱炭素化事業における J-クレジット創出に向けた企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最も優れた提案を選定するため、公募の実施に関し必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

前橋市は、令和 3 年 3 月に「2050 年ゼロカーボンシティまえばし」を表明し、2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、さまざまな施策を推進しています。

このような背景のもと、市有施設において市が導入した再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）及び省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）並びに市民及び事業者が市の補助金を活用して導入した、再エネ設備及び省エネ設備により創出された CO₂排出削減価値（以下「環境価値」という。）について、J-クレジット制度を活用して認証及び販売を行うことで、更なる脱炭素施策の推進につなげることを目指します。

ついては、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、公募型プロポーザル方式により、当該クレジットを創出及び販売し、本市の脱炭素施策への還元に向けて、協定締結候補者を選定することとし、その実施に必要な事項を定めます。

2 業務の内容・概要

（1）業務名

前橋市脱炭素化事業における J-クレジット創出連携事業

（2）業務内容

本事業では、市有施設において市が導入した再エネ設備及び省エネ設備、また、「前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金」及び「前橋市設備投資支援補助金（省エネ設備導入枠）」を活用して、市民及び事業者が導入した対象機器の環境価値を J-クレジット制度に基づくクレジット認証及び販売を行い、販売収益の一部を市に還元することを主たる目的とし、加えて市の脱炭素化施策を連携して実施するものとします。

なお本事業の詳細については、別紙の仕様書のとおりとします。

3 選定数

1 者

4 協定期間・事業期間

協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。ただし、連携協定期間満了日の 1 か月前までに、市及び連携事業者のいずれかからの改廃の申入れがないときは、当該期間の満了日の翌日から起算して 1 年間、本協定を更新するものとし、その後の更新についても同様とします。

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できる者として。また、複数の事業者が共同で参加する場合は、構成するすべての事業者において要件を満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案の募集に係る公告の日から協定締結候補者の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第 2 条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第 2 条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第 199 条第 1 項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) J-クレジット制度において国から「J-クレジット・プロバイダー」として登録認定されていること。なお、複数の法人で構成される共同事業体により参加する場合は、共同事業体のうち少なくとも 1 者が登録認定されていれば可とします。

※複数の事業者が共同で参加する場合の要件

- ・複数の事業者が共同して参加する場合は、いずれかの事業者に統括責任者をおくものとし、代表して必要な手続きを行うものとします。
- ・複数の事業者が共同して参加する場合は、いずれの事業者も単独又は他の事業者と共同して参加することはできません。

6 スケジュール

公募開始	令和8年10月26日（月）
質問受付期間	令和8年10月26日（月） ～令和8年11月4日（水）
提出書類提出期限	令和8年11月20日（金）正午まで
審査委員会の実施	令和8年11月24日（火）予定
審査結果通知書の発送、協定締結、業務開始	令和8年12月上旬

7 質問受付及び回答

受付期間	令和8年10月26日（月） から令和8年11月4日（水） 正午まで
質問様式	別紙、質問書様式（様式2）
提出方法	メール ※指定の様式以外での質問や電話・口頭での質問は受け付けません。 ※2営業日以内にメール受領の返信がない場合は、電話で連絡してください。
提出先	下記「14 提出先」に明記
回答方法	11月11日（水）までに、応募のあった全ての事業者にもメールで回答するとともに、ホームページに掲載します。ただし質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してメールで回答します。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たす者でこのプロポーザルに応募するものは、次のとおり、応募申請書及び企画提案書を提出してください。

（1）応募申請書類について

- ①受付期間 令和8年10月26日（月）から令和8年11月20日（金）正午まで（必着）
- ②提出方法 メール
※2営業日以内にメール受領の返信がない場合は、電話で連絡してください。

③申請書類

次の書類を一式ご用意ください。なお、上記の提出書類のほかに、審査、選考上、必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

- （ア）応募申請書（様式1）
- （イ）企画提案書（任意様式）※1
- （ウ）法人概要（パンフレット、企業概要等）※2
- （エ）関連業務の実績をまとめた資料（任意様式）※1
- （オ）法人登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）※2 ※3
- （カ）決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

(キ) 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類の写し ※2 ※3

※1 A4 横版で作成してください。

※2 複数の法人で構成される共同事業体により参加する場合は、すべての参加事業者について必須です。

※3 発行から3ヶ月以内のものに限ります。

(2) 企画提案書本体（任意様式）の記載事項

①事業の基本的な考え方

(ア) 本事業に関する基本的な考え方や市との連携方針

(イ) クレジット創出から販売収益還元までの全体フロー

(ウ) 市の環境関連施策との整合性

②事業の実施体制・スケジュール

(ア) 業務実施体制（実施責任者、担当者、組織体制図、役割分担）

※共同事業体として応募する場合、各構成事業者の役割分担や代表事業者、各構成員の担当業務等も明示してください。

(イ) 市への業務支援体制（各種調整支援）

(ウ) 実施スケジュール（協定締結以降のスケジュール）

(エ) 保有するプログラム型プロジェクト及び自治体との連携実績

③クレジットの認証及び販売等

(ア) クレジットの販売戦略

(イ) 市内企業への販売促進策や地産地消に向けた取組

(ウ) 参加者不足や認証遅延、販売不振、市場環境の変化等の事業運営上のリスクへの対応

(エ) 参加促進及び周知方法

(オ) 市への収益還元（還元割合、還元方法、還元時期など）

④リスク管理体制

(ア) 個人情報保護及び情報管理体制等の業務遂行上のリスク管理

(イ) 事故・緊急時対応

⑤本市との連携事業案

販売収益を活用した連携事業案

⑥その他提案

本事業の目的に資する創意工夫や独自提案など

(3) 提出書類の取扱い

①記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

②提出書類の返却

提出された書類は、返却しません。

③費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤資料の取扱い

公募者が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的では使用しません。また、この検討の目的の範囲内であっても、公募者の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することはしません。

9 審査

企画提案に関する書類について選定審査委員会による審査を実施し、その結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を協定締結候補者として決定し、協定締結の交渉を行います。

(1) 審査方法

選定に当たっては、選定審査委員会を設置し、当該委員が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、当該評価の結果・意見を踏まえて、協定締結候補者を選定します。

(2) 審査委員会の運営

原則、審査委員会の委員名及び審査内容・議事については、審査の公平性を確保する観点並びに応募者の営業上の秘密の保護の観点から非公表とします。

(3) 選定基準

審査項目	評価の基準
①事業の基本的な考え方	・事業の理念及び仕様にに基づく運営が図られているか。 ・J-クレジットの創出・管理・販売に関する方針が明確に示されているか。また、継続的かつ現実的な事業運営が図られる見込みがあるか。 ・市の環境関連施策の方針と一致しているか。 ・市の事業として妥当な内容であるか。
②事業の実施体制・スケジュール	・事業の実施体制、責任者、役割分担等が明らかになっているか。 ・モニタリングなどの各種手続きや参加者周知等、市が行う業務へのフォロー体制を有しているか。 ・クレジットの認証から販売まで想定した具体的なスケジュールを設定しているか。 ・省エネ及び再エネ設備の方法論のプログラム型プロジェクトを有しており、他自治体での運用実績を有しているか。 ・新たな方法論への対応などにより、対象事業の拡大が期待できるか。

③J-クレジットの認証及び販売等	・市内の市民及び事業者が導入した対象設備のクレジット化に向けて、参加促進及び周知方法について効果的な提案がなされているか。 ・クレジットの販売先について市内・県内企業への販売を検討するなど、地産地消に向けた取組を考慮しているか。 ・販売不振や参加者不足、市場環境の変化等への対応策が講じられているか。 ・市へのクレジット販売収益の還元割合は十分か。また、その提案は事業の継続性や市場動向を踏まえた実現性の高いものとなっているか。
④リスク管理体制	・個人情報や企業情報等を適切に管理する体制があるか。 ・想定される業務遂行上のリスクへの対応策が講じられているか（トラブルの未然防止策、具体的な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制等）。 ・事故や障害発生時、緊急を要する事案が発生した際の対応は具体的かつ適切か。
⑤本市との連携事業案	・収益規模に応じた実施内容が想定されているか。 ・提案内容が温室効果ガスの削減や環境意識向上の啓発等につながるか。 ・市の既存事業との連携や、市民・事業者へ波及効果が期待できるか。
⑥その他提案	本事業の目的に資する創意工夫や独自提案など

（４）失格要件

次のいずれかに該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・その他選定に係る不正行為があったもの
- ・この実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しないもの。
- ・ほかの提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合

（５）協定締結候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を協定締結候補者として選定する。
- ② 協定締結候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から協定締結候補者を選定する。
- ③ 提案者が１者であっても、このプロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、協定締結候補者として選定しない。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての提案者に文書により通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

(7) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

③ 提案の辞退

企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査委員会前日の正午までに、
辞退届（任意様式）を前橋市環境政策課にメールで提出してください。

10 協定

- (1) 上記9によって選定されたものを協定締結候補者とします。
- (2) 提案書自体がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な協定内容は協議で決定します。
- (3) 協議が整わない場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (4) 業務により作成された報告書やデータ等の成果品に関する全ての権利は、本市に帰属します。ただし、本事業により創出されたJ-クレジットの所有権は協定締結候補者に帰属するものとします。
- (5) 本市は本事業において生じる成果物等を協定締結候補者が本事業の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げません。

11 辞退

応募申請書の提出後、参加を辞退する場合は、審査委員会前日の正午までに辞退届（任意様式）を前橋市環境政策課にメールで提出してください。

12 その他

(1) 応募提出書類に係る事項

- ① 提出された企画提案書等は、協定締結候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- ② 企画提案は、1提案者につき1点とします。
- ③ この公募手続において用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とします。
- ④ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。

⑤提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることがあります。

⑥前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、前橋市がその写しを作成し、使用することができるものとします。

(2) 費用について

企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とします。

13 別添資料等

- (1) 前橋市脱炭素化事業における J-クレジット創出連携事業 仕様書
- (2) 応募申請書（様式 1）
- (3) 質問票（様式 2）
- (4) 前橋市脱炭素化事業における J-クレジット創出連携事業者選定審査委員会設置要綱

14 提出先・問合せ先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目 1 2 - 1

前橋市環境部環境政策課

電話 027-898-6292

Mail kankyou@city.maebashi.gunma.jp